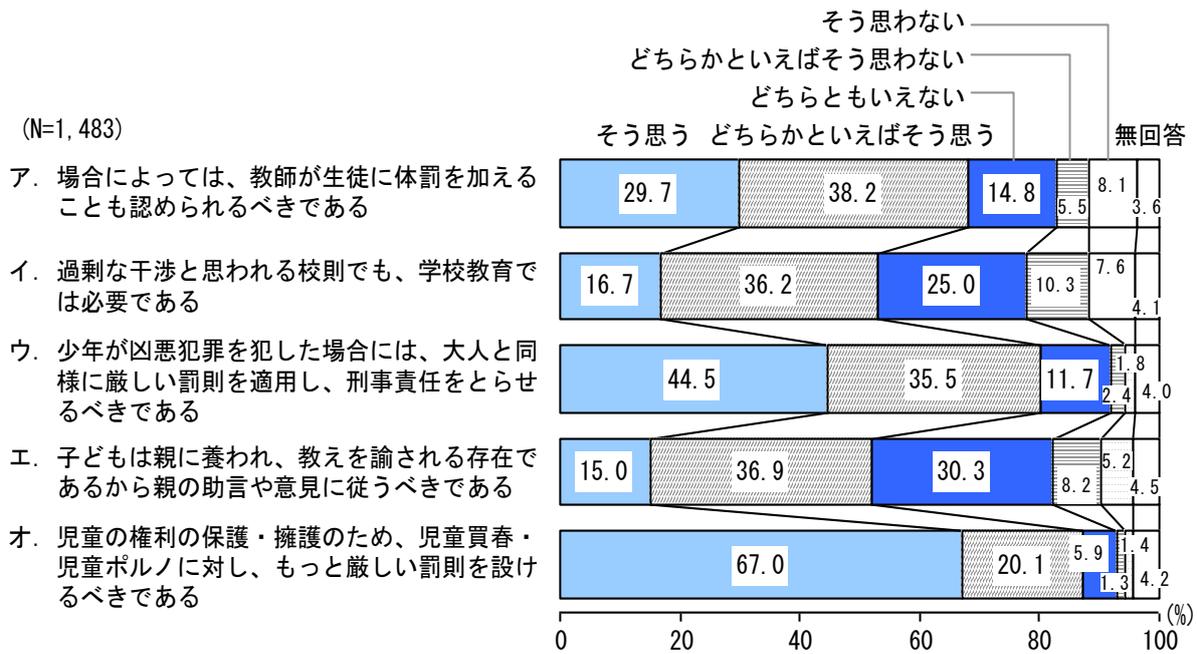


4 子どもの人権について

(1) 子どもに対する各意見についての考え方

問17 あなたは、子どもに対する次のような意見についてどのように思いますか。
(ア～オのそれぞれについてあてはまる番号1つに○)

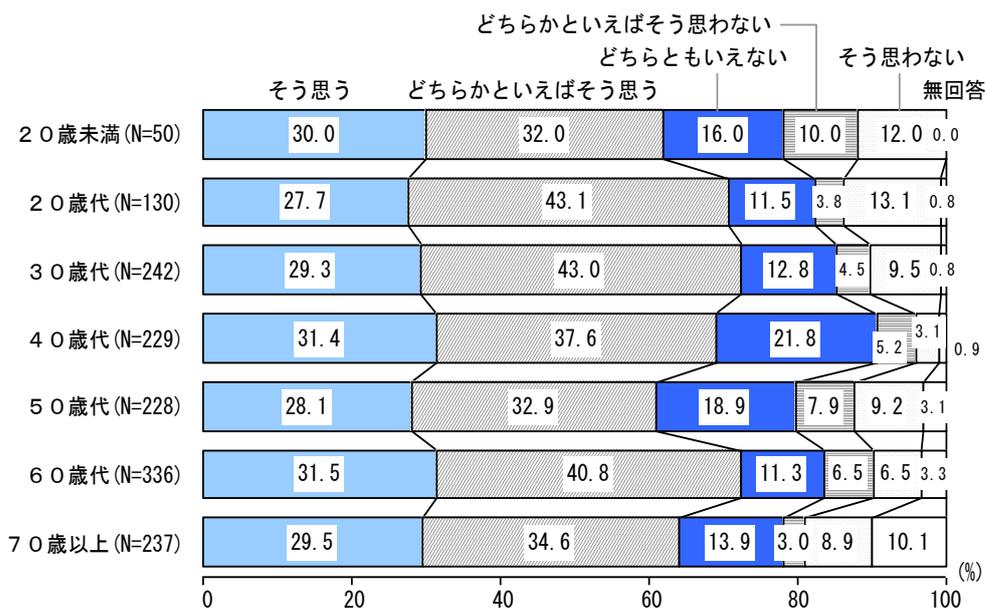
【図4-1 子どもに対する各意見についての考え方】



子どもに対する各意見についての考え方として、どの項目も“肯定派”が過半数を占めており、特に「オ. 児童の権利の保護・擁護のため、児童買春・児童ポルノに対し、もっと厳しい罰則を設けるべきである」(87.1%)、「ウ. 少年が凶悪犯罪を犯した場合には、大人と同様に厳しい罰則を適用し、刑事責任をとらせるべきである」(80.0%)では8割台を占めている。

(図4-1)

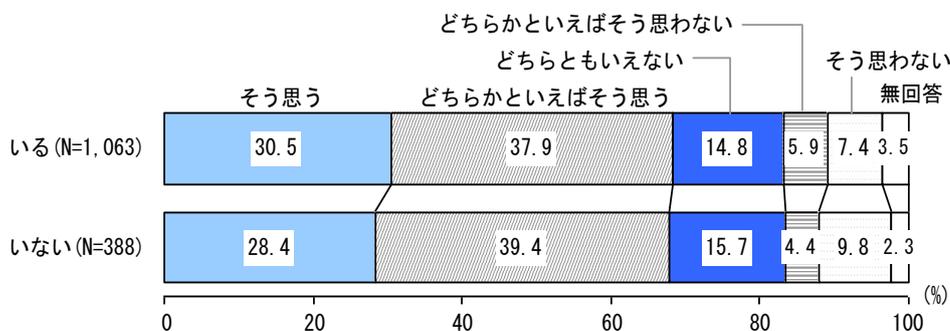
【図 4-1-1 年代別 ア. 場合によっては、教師が生徒に体罰を加えることも認められるべきである】



「ア. 場合によっては、教師が生徒に体罰を加えることも認められるべきである」を年代別でみると、各年代で“肯定派”が6割以上を占めている。

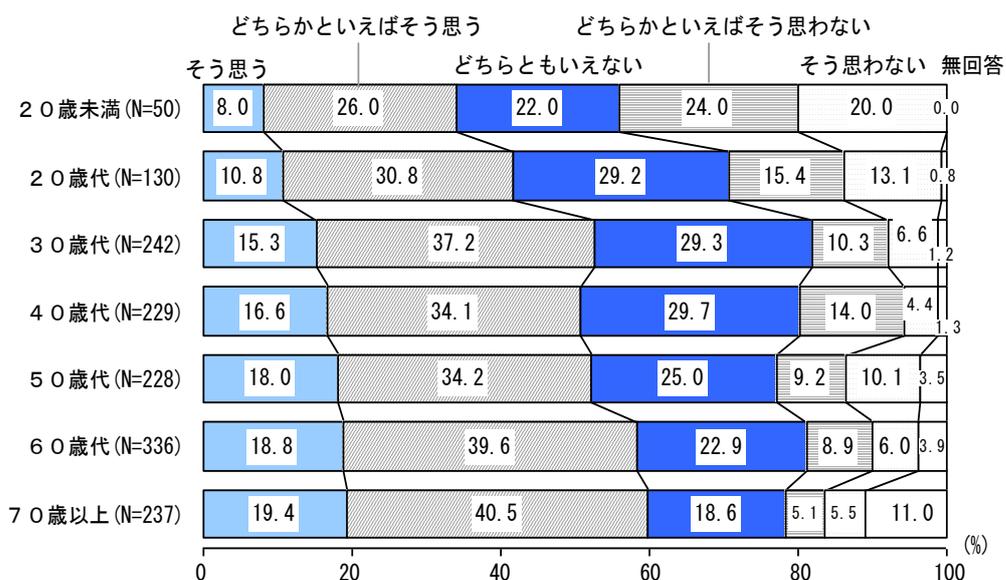
また、“否定派”では、20歳未満（22.0%）が他の年代と比べ割合が高い。（図 4-1-1）

【図 4-1-2 子どもの有無別 ア. 場合によっては、教師が生徒に体罰を加えることも認められるべきである】



「ア. 場合によっては、教師が生徒に体罰を加えることも認められるべきである」を子どもの有無別でみると、「いる」「いない」とも“肯定派”が6割台を占めている。（図 4-1-2）

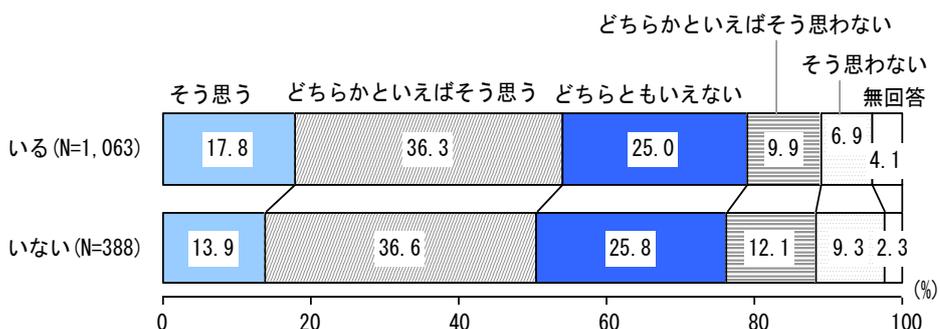
【図 4-1-3 年代別 イ. 過剰な干渉と思われる校則でも、学校教育では必要である】



「イ. 過剰な干渉と思われる校則でも、学校教育では必要である」を年代別でみると、20歳未満では“否定派”が“肯定派”に比べ割合が高くなっているが、20歳代以上の年代では“肯定派”が“否定派”に比べ割合が高くなっている。

また、“肯定派”は、年代が上がるにつれて割合が上昇しており、60歳以上の年代では6割近くを占めている。(図 4-1-3)

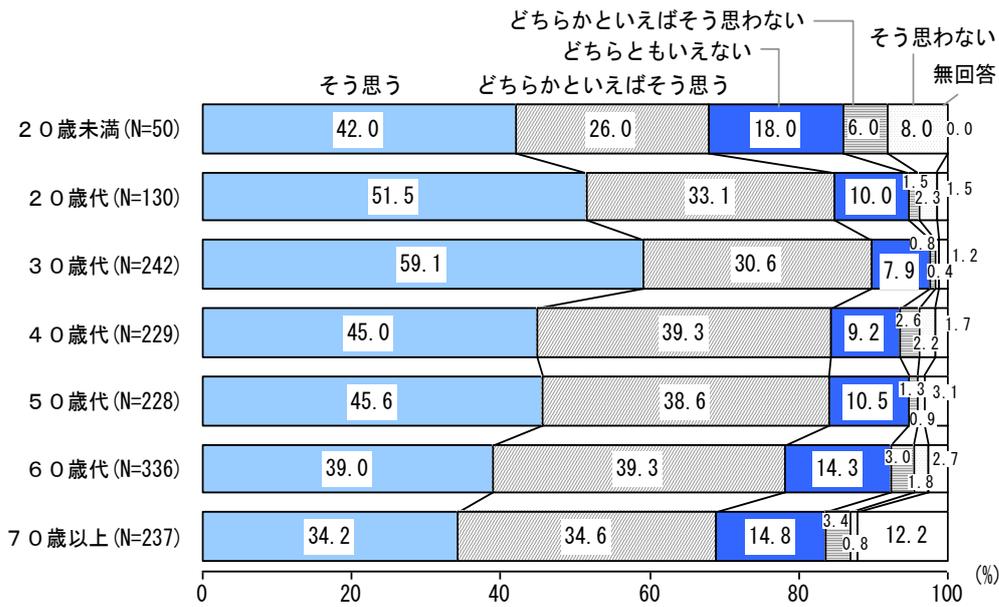
【図 4-1-4 子どもの有無別 イ. 過剰な干渉と思われる校則でも、学校教育では必要である】



「イ. 過剰な干渉と思われる校則でも、学校教育では必要である」を子どもの有無別でみると、いる・いないとも“肯定派”が“否定派”に比べ割合が高くなっている。

また、“否定派”では、いない人 (21.4%) がいる人 (16.8%) に比べ 4.6 ポイント高くなっている。(図 4-1-4)

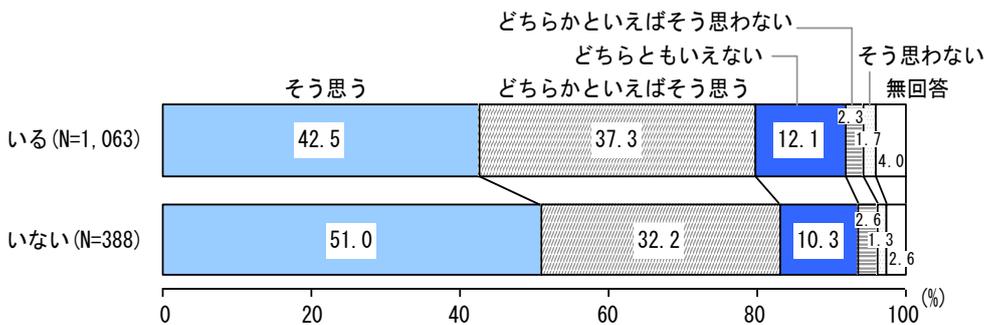
【図 4-1-5 年代別 ウ. 少年が凶悪犯罪を犯した場合には、大人と同様に厳しい罰則を適用し、刑事責任をとらせるべきである】



「ウ. 少年が凶悪犯罪を犯した場合には、大人と同様に厳しい罰則を適用し、刑事責任をとらせるべきである」を年代別でみると、各年代で“肯定派”が過半数を占めており、特に30歳代では89.7%となっている。

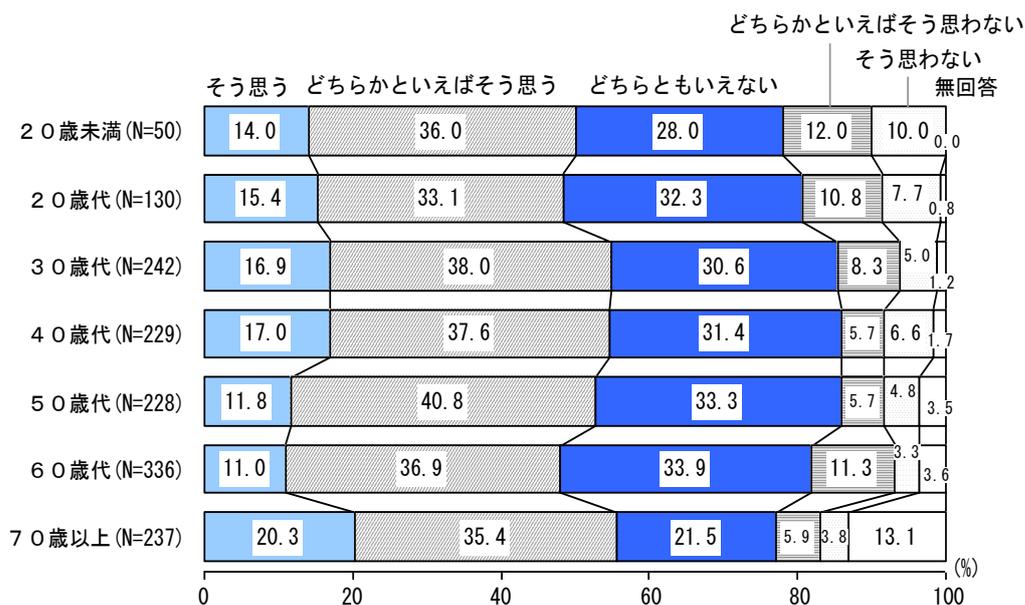
また、“否定派”では、20歳未満（14.0%）が他の年代と比べ割合が高い。（図 4-1-5）

【図 4-1-6 子どもの有無別 ウ. 少年が凶悪犯罪を犯した場合には、大人と同様に厳しい罰則を適用し、刑事責任をとらせるべきである】



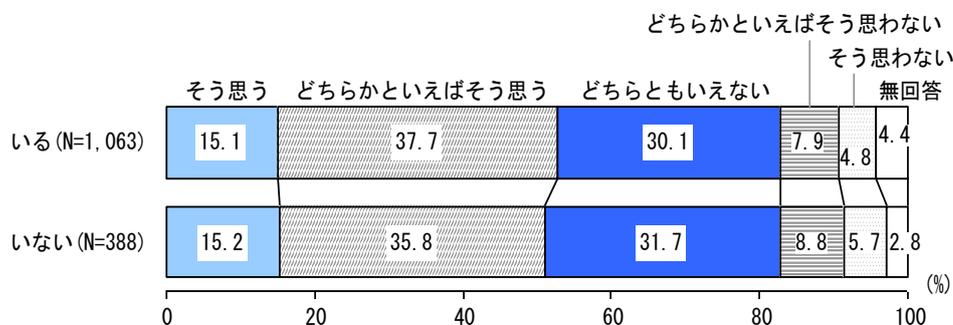
「ウ. 少年が凶悪犯罪を犯した場合には、大人と同様に厳しい罰則を適用し、刑事責任をとらせるべきである」を子どもの有無別でみると、いる・いないとも“肯定派”が8割前後を占めており、「そう思う」の割合では、いない人（51.0%）がいる人（42.5%）に比べ8.5ポイント高くなっている。（図 4-1-6）

【図 4-1-7 年代別 エ. 子どもは親に養われ、教えを諭される存在であるから親の助言や意見に従うべきである】



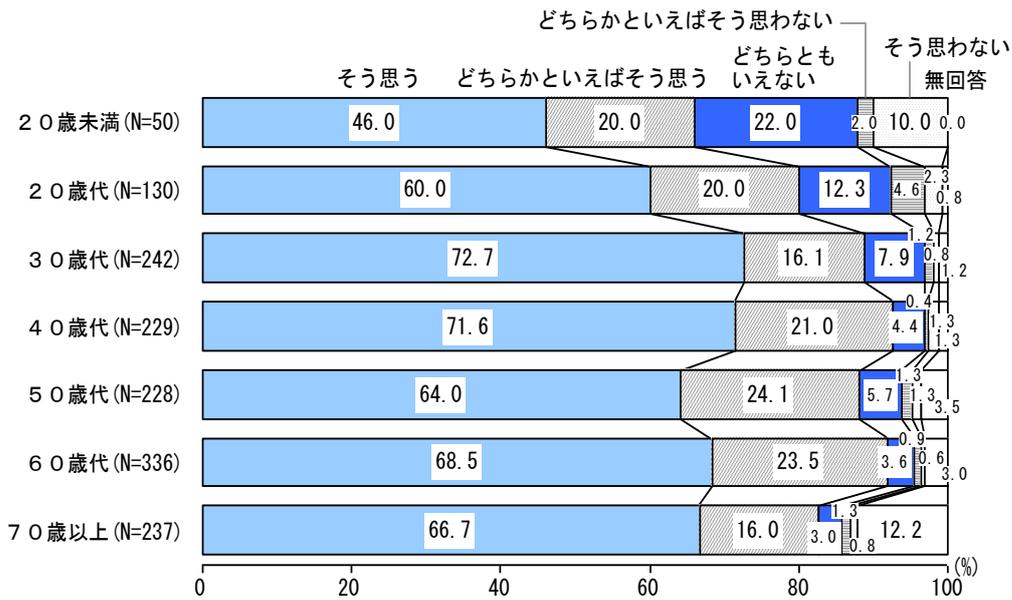
「エ. 子どもは親に養われ、教えを諭される存在であるから親の助言や意見に従うべきである」を年代別でみると、各年代で“肯定派”が5割前後を占めている。(図 4-1-7)

【図 4-1-8 子どもの有無別 エ. 子どもは親に養われ、教えを諭される存在であるから親の助言や意見に従うべきである】



「エ. 子どもは親に養われ、教えを諭される存在であるから親の助言や意見に従うべきである」を子どもの有無別でみると、いる・いないとも“肯定派”が過半数を占めている。(図 4-1-8)

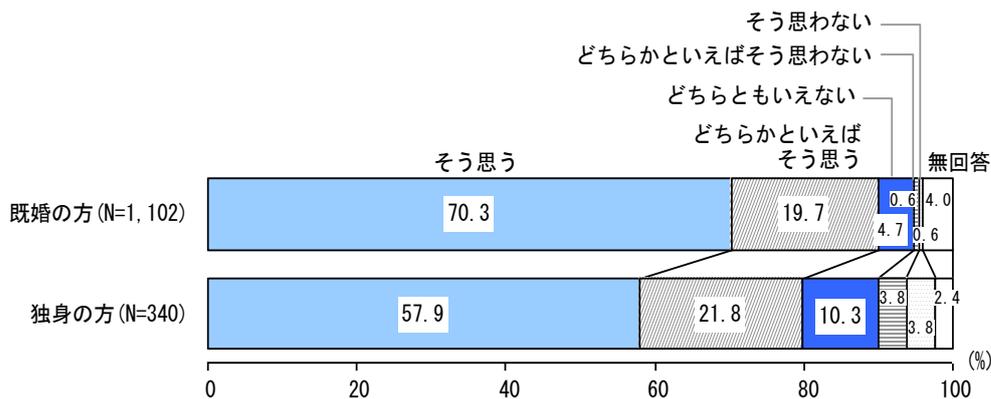
【図 4-1-9 年代別 オ. 児童の権利の保護・擁護のため、児童買春・児童ポルノに対し、もっと厳しい罰則を設けるべきである】



「オ. 児童の権利の保護・擁護のため、児童買春・児童ポルノに対し、もっと厳しい罰則を設けるべきである」を年代別でみると、各年代で“肯定派”が過半数を占めており、20歳代以上の年代で8割以上となっている。

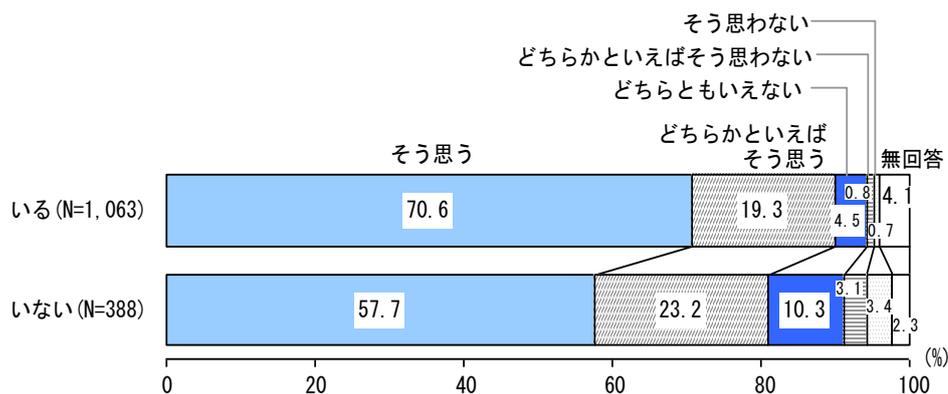
また、“否定派”では、20歳未満（12.0%）が他の年代と比べ割合が高い。（図 4-1-9）

【図 4-1-10 結婚の有無別 オ. 児童の権利の保護・擁護のため、児童買春・児童ポルノに対し、もっと厳しい罰則を設けるべきである】



「オ. 児童の権利の保護・擁護のため、児童買春・児童ポルノに対し、もっと厳しい罰則を設けるべきである」を結婚の有無別でみると、既婚・独身の方とも“肯定派”が7割以上を占めており、既婚の方（90.0%）が独身の方（79.7%）に比べ10.3ポイント高くなっている。（図 4-1-10）

【図 4-1-11 子どもの有無別 オ. 児童の権利の保護・擁護のため、児童買春・児童ポルノに対し、もっと厳しい罰則を設けるべきである】

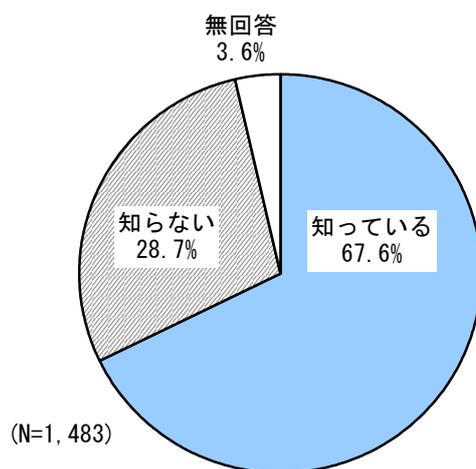


「オ. 児童の権利の保護・擁護のため、児童買春・児童ポルノに対し、もっと厳しい罰則を設けるべきである」を子どもの有無別で見ると、いる・いないとも“肯定派”が8割台を占めており、いる人(89.9%)がいない人(80.9%)に比べ9.0ポイント高くなっている。(図 4-1-11)

(2) 子どもが虐待を受けていると知った場合の通知義務の認知状況

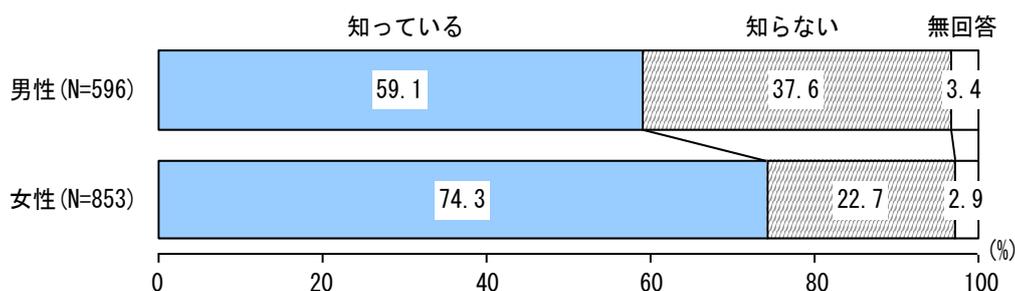
問 18 あなたは、近所の子どもが虐待を受けていることを知った場合、「児童虐待の防止等に関する法律」により、通知義務があることを知っていますか。

【図 4-2 子どもが虐待を受けていると知った場合の通知義務の認知状況】



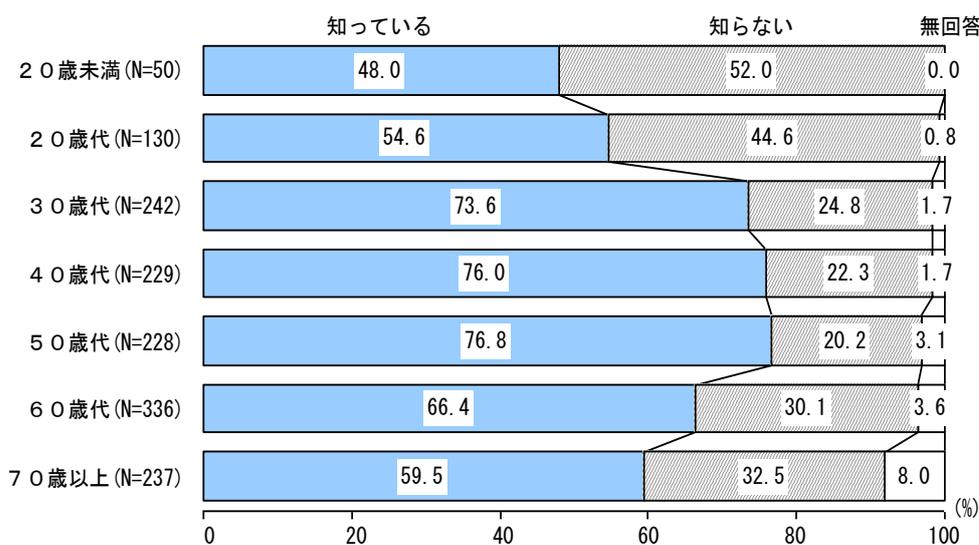
子どもが虐待を受けていると知った場合の通知義務について、「知っている」が 67.6%、「知らない」が 28.7%となっている。(図 4-2)

【図 4-2-1 性別 子どもが虐待を受けていると知った場合の通知義務の認知度】



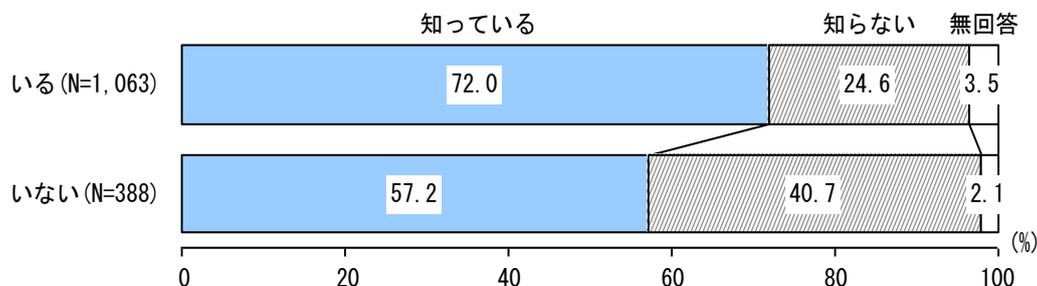
子どもが虐待を受けていると知った場合の通知義務の認知度を性別で見ると、男女とも「知っている」が過半数を占めており、女性 (74.3%) が男性 (59.1%) に比べ 15.2 ポイント高くなっている。(図 4-2-1)

【図 4-2-2 年代別 子どもが虐待を受けていると知った場合の通知義務の認知度】



子どもが虐待を受けていると知った場合の通知義務の認知度を年代別でみると、20歳代以上の年代で「知っている」が過半数を占めており、30歳代～50歳代では7割台となっている。20歳未満では「知らない」が52.0%となっている。(図 4-2-2)

【図 4-2-3 子どもの有無別 子どもが虐待を受けていると知った場合の通知義務の認知度】

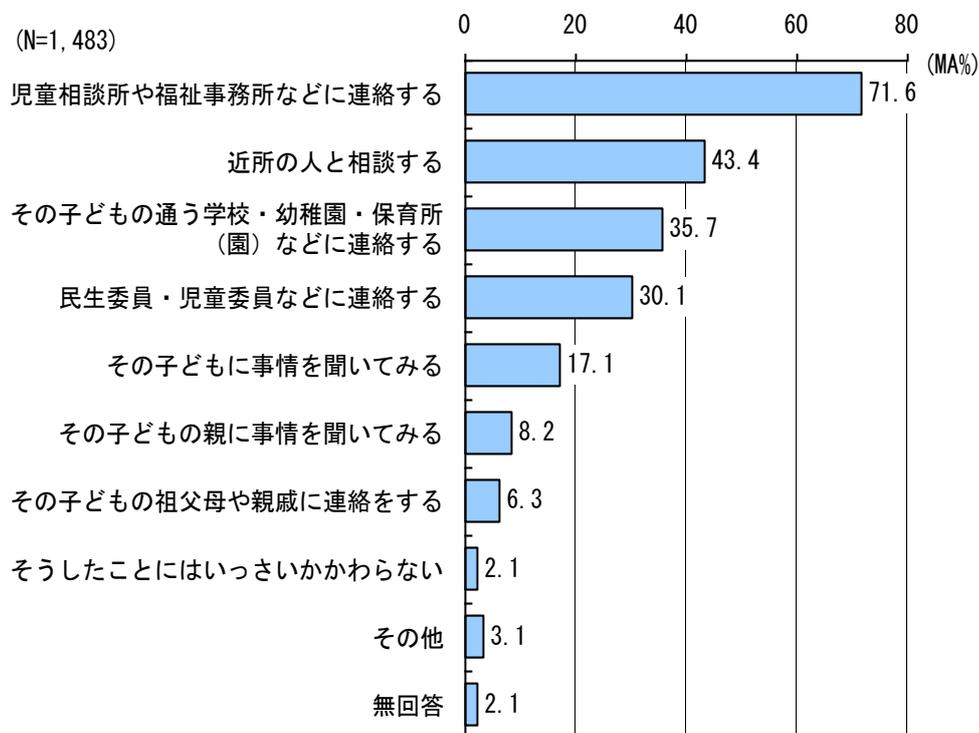


子どもが虐待を受けていると知った場合の通知義務の認知度を子どもの有無別でみると、「いる」「いない」とも「知っている」が過半数を占めているが、いる人(72.0%)がいない人(57.2%)に比べ14.8ポイント高くなっている。(図 4-2-3)

(3) 子どもが虐待を受けていると知った場合の行動

問 19 あなたは、近所の子どもが虐待を受けている事実を知った場合、どのような行動をとると思いますか。（あてはまる番号すべてに○）

【図 4-3 子どもが虐待を受けていると知った場合の行動】



子どもが虐待を受けていると知った場合の行動については、「児童相談所や福祉事務所などに連絡する」（71.6%）が最も高く、次いで「近所の人と相談する」（43.4%）、「その子どもの通う学校・幼稚園・保育所（園）などに連絡する」（35.7%）、「民生委員・児童委員などに連絡する」（30.1%）となっている。（図 4-3）

【表 4-3-1 年代別 子どもが虐待を受けていると知った場合の行動】

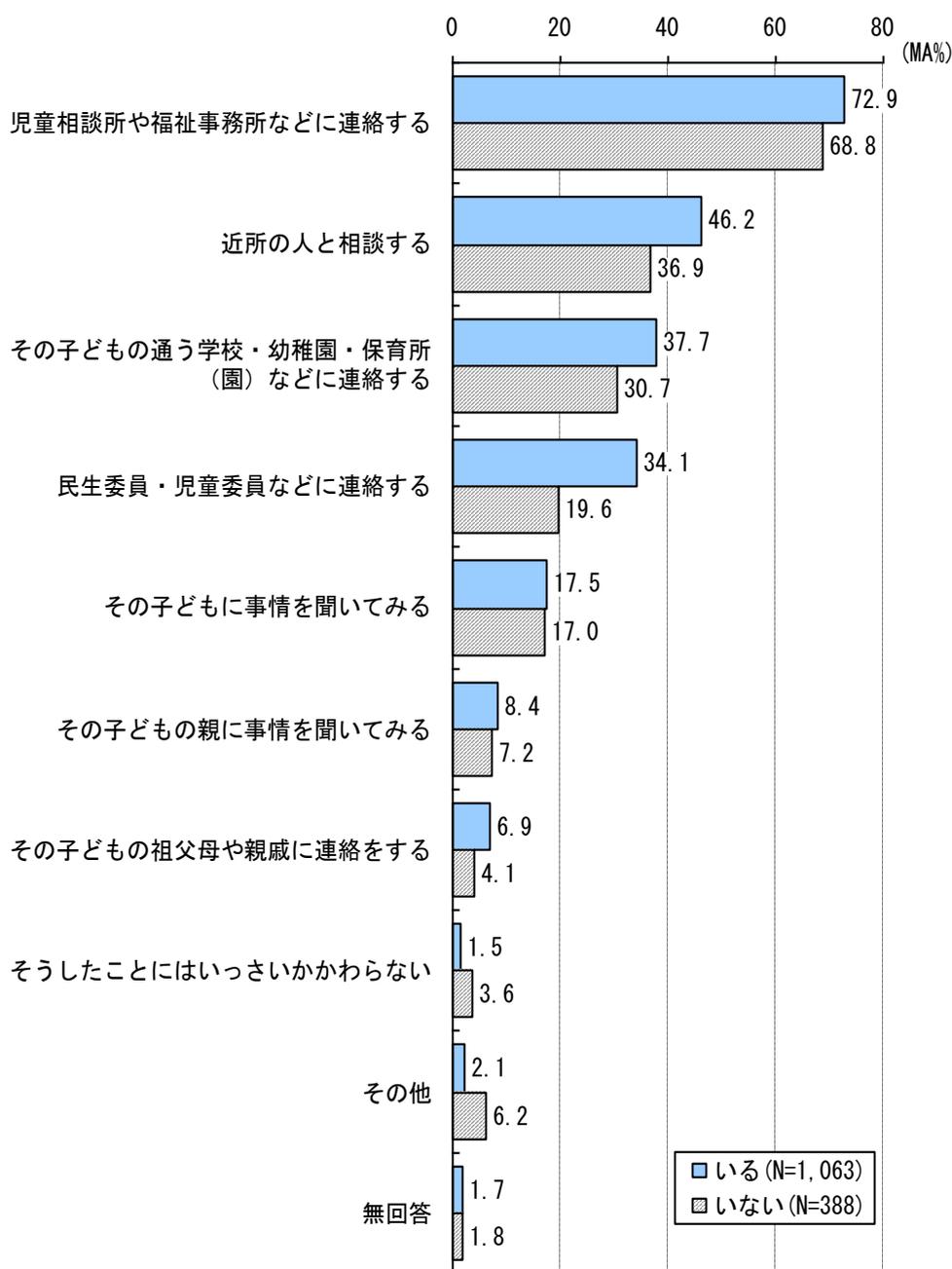
(上段：回答者数／下段：回答比率) (MA%)

	調査数	児童相談所や福祉事務所などに連絡する	近所の人と相談する	その子どもを通う学校・幼稚園・保育所(園)などに連絡する	民生委員・児童委員などに連絡する	その子どもに事情を聞いてみる	その子どもの親に事情を聞いてみる	その子どもの祖父母や親戚に連絡する	そうしたことはない	その他	無回答
20歳未満	50 100.0	30 60.0	20 40.0	20 40.0	9 18.0	22 44.0	3 6.0	4 8.0	4 8.0	2 4.0	1 2.0
20歳代	130 100.0	98 75.4	50 38.5	39 30.0	17 13.1	22 16.9	9 6.9	4 3.1	2 1.5	9 6.9	1 0.8
30歳代	242 100.0	178 73.6	113 46.7	76 31.4	33 13.6	44 18.2	17 7.0	4 1.7	10 4.1	8 3.3	4 1.7
40歳代	229 100.0	176 76.9	98 42.8	83 36.2	49 21.4	31 13.5	11 4.8	5 2.2	3 1.3	5 2.2	2 0.9
50歳代	228 100.0	163 71.5	117 51.3	74 32.5	72 31.6	34 14.9	19 8.3	5 2.2	4 1.8	7 3.1	5 2.2
60歳代	336 100.0	234 69.6	151 44.9	136 40.5	135 40.2	50 14.9	26 7.7	31 9.2	6 1.8	10 3.0	5 1.5
70歳以上	237 100.0	162 68.4	86 36.3	92 38.8	124 52.3	49 20.7	32 13.5	36 15.2	1 0.4	5 2.1	9 3.8

子どもが虐待を受けていると知った場合の行動を年代別で見ると、各年代で「児童相談所や福祉事務所などに連絡する」が最も高くなっている。

また、「民生委員・児童委員などに連絡する」では、年代が上がるにつれて割合が上昇しており、70歳以上では52.3%となっている。(表 4-3-1)

【図 4-3-2 子どもの有無別 子どもが虐待を受けていると知った場合の行動】



子どもが虐待を受けていると知った場合の行動を子どもの有無別で見ると、「いる」「いない」とも「児童相談所や福祉事務所などに連絡する」が最も高くなっている。

また、いる人がいない人に比べ割合が高い項目は、「民生委員・児童委員などに連絡する」が14.5ポイント、「近所の人と相談する」が9.3ポイント、「その子どもの通う学校・幼稚園・保育所(園)などの連絡する」が7.0ポイント高くなっている。(図 4-3-2)